

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (4 4 2 0 1)
地域名 (地域内農業集落名)	佐賀関 2 (白木浜・白木奥・玉井・室生・田の浦・一尺屋上浦・一尺屋下浦)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の基礎データ】 組織：中山間組織… 3 主な作物：ミカン、カボス、キウイフルーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業従事者の高齢化及び後継者不足により担い手が不足している。 ・ 耕作放棄地が増加している。 ・ 鳥獣被害（イノシシ・鳥）がある。 ・ 農作物（ミカン類）の評判は良いが、農業資材が高く、収益が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・ 果樹（かんきつ類）を中心とした農業を継続する。 ・ 担い手確保のため、圃場、タンクやモノラック等の施設整備を行い、後継者が耕作しやすい環境を整える。また、移住してきた新規就農者に対して、管理が比較的容易な農地（平坦地）の集積を地域を挙げて行う。 ・ 鳥獣被害について、猟友会と連携した対策を行う。 ・ 収益確保のため、販路の拡充と加工品（ジャム等）の生産拡大を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	109 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	109 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

灌漑用水整備済である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を進めていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害について、猟友会と連携した対策を行う。

⑨担い手確保のため、圃場、タンクやモノラック等の施設整備を行い、後継者が耕作しやすい環境を整える。また、管理が比較的容易な農地（平地）を新規就農者へ集積していく。

⑨収益確保のため、販路の拡充と加工品（ジャム等）の生産拡大を図る。